

療育センター条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和6年3月27日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県条例第32号

療育センター条例の一部を改正する条例

療育センター条例（昭和51年岩手県条例第57号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(設置)</p> <p>第1条 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第42条第2号に規定する医療型障害児入所施設、同法第43条第2号に規定する<u>医療型児童発達支援センター</u>、身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第32条に規定する補装具製作施設及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「障害者総合支援法」という。）第5条第11項に規定する障害者支援施設から成る総合的な施設として療育センター（以下「センター」という。）を次のとおり設置する。</p> <p>[略]</p> <p>(利用料金)</p> <p>第4条 センターにおいて行う診療若しくは診断書等の交付（以下「診療等」という。）、児童福祉法第21条の5の3第1項の指定通所支援（以下「障害児指定通所支援」という。）、同法第24条の2第1項の指定入所支援（以下「障害児指定入所支援」という。）、障害者総合支援法第29条第1項の指定障害福祉サービス（以下「指定障害福祉サービス」という。）又は障害者総合支援法第77条第1項若しくは第3項の規定による事業により提供されるサービス（以下「地域生活支援サービス」という。）を受けた者（以下「利用者」という。）は、センターの利用に係る料金（知事がセンターの管理を行う場合にあっては、使用料又は手数料。以下「利用料金」という。）を納付しなければならない。</p>	<p>(設置)</p> <p>第1条 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第42条第2号に規定する医療型障害児入所施設、同法第43条に規定する<u>児童発達支援センター</u>、身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第32条に規定する補装具製作施設及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「障害者総合支援法」という。）第5条第11項に規定する障害者支援施設から成る総合的な施設として療育センター（以下「センター」という。）を次のとおり設置する。</p> <p>[略]</p> <p>(利用料金)</p> <p>第4条 センターにおいて行う診療若しくは診断書等の交付（以下「診療等」という。）、児童福祉法第21条の5の3第1項の指定通所支援（以下「障害児指定通所支援」という。）、同法第24条の2第1項の指定入所支援（以下「障害児指定入所支援」という。）、障害者総合支援法第29条第1項の指定障害福祉サービス（以下「指定障害福祉サービス」という。）又は障害者総合支援法第77条第1項、<u>第3項若しくは第5項</u>の規定による事業により提供されるサービス（以下「地域生活支援サービス」という。）を受けた者（以下「利用者」という。）は、センターの利用に係る料金（知事がセンターの管理を行う場合にあっては、使用料又は手数料。以下「利用料金」という。）を納付しなければならない。</p>

2 利用料金は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。この場合において、指定管理者がその額を定めようとするときは、あらかじめ当該利用料金について知事の承認を受けなければならない。

(1)・(2) [略]

(3) 障害児指定通所支援に係る利用料金 次に掲げる額を合算した額

ア 児童福祉法第21条の5の2各号に掲げる障害児通所支援の種類ごとに障害児指定通所支援に通常要する費用（同法第21条の5の3第1項の通所特定費用（以下この号において「通所特定費用」という。）を除く。）につき、同法第21条の5の3第2項第1号の厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該障害児指定通所支援に要した費用（通所特定費用を除く。）の額を超えるときは、当該現に障害児指定通所支援に要した費用の額）

イ [略]

(4) 障害児指定入所支援に係る利用料金 次に掲げる額を合算した額

ア 障害児指定入所支援に通常要する費用（児童福祉法第24条の2第1項の入所特定費用（以下この号において「入所特定費用」という。）を除く。）につき、同法第24条の2第2項第1号の厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該障害児指定入所支援に要した費用（入所特定費用を除く。）の額を超えるときは、当該現に障害児指定入所支援に要した費用の額）

イ [略]

(5) 指定障害福祉サービスに係る利用料金 次に掲げる額を合算した額

ア 障害者総合支援法第5条第1項の障害福祉サービスの種類ごとに指定障害福祉サービスに通常要する費用（障害者総合支援法第29条第1項の特定費用（以下この号において「特定費用」という。）を除く。）につき、障害者総合支援法第29条第3項第1号の厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該指定障害福祉サービスに

2 利用料金は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。この場合において、指定管理者がその額を定めようとするときは、あらかじめ当該利用料金について知事の承認を受けなければならない。

(1)・(2) [略]

(3) 障害児指定通所支援に係る利用料金 次に掲げる額を合算した額

ア 児童福祉法第21条の5の2各号に掲げる障害児通所支援の種類ごとに障害児指定通所支援に通常要する費用（同法第21条の5の3第1項の通所特定費用（以下この号において「通所特定費用」という。）を除く。）につき、同条第2項第1号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該障害児指定通所支援に要した費用（通所特定費用を除く。）の額を超えるときは、当該現に障害児指定通所支援に要した費用の額）

イ [略]

(4) 障害児指定入所支援に係る利用料金 次に掲げる額を合算した額

ア 障害児指定入所支援に通常要する費用（児童福祉法第24条の2第1項の入所特定費用（以下この号において「入所特定費用」という。）を除く。）につき、同条第2項第1号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該障害児指定入所支援に要した費用（入所特定費用を除く。）の額を超えるときは、当該現に障害児指定入所支援に要した費用の額）

イ [略]

(5) 指定障害福祉サービスに係る利用料金 次に掲げる額を合算した額

ア 障害者総合支援法第5条第1項の障害福祉サービスの種類ごとに指定障害福祉サービスに通常要する費用（障害者総合支援法第29条第1項の特定費用（以下この号において「特定費用」という。）を除く。）につき、同条第3項第1号の主務大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該指定障害福祉サービスに要した費用（特定費用を

要した費用（特定費用を除く。）の額を超えるときは、当該現に指定障害福祉サービスに要した費用の額)	除く。）の額を超えるときは、当該現に指定障害福祉サービスに要した費用の額)
イ [略]	イ [略]
(6) [略]	(6) [略]
3～5 [略]	3～5 [略]
備考 改正部分は、下線の部分である。	

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。